

令和
7年度



和歌山支部

2日間の講習会で

あなたも相談員に！

定員
40名

参加
無料

申込
必要



障害者職業生活相談員 資格認定講習のお知らせ

事業主は、5人以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者を雇用する事業所においては、その雇用する労働者であって相談員の資格を有するもののうちから相談員を選任し、その者に当該事業所に雇用されている障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導を行わせなければならない。（障害者の雇用の促進等に関する法律第79条第1項）とされています。

日程

令和7年11月6日(木)・7日(金)

※資格取得には2日間両日の受講が必要です

会場

和歌山職業能力開発促進センター

※(ポリテクセンター和歌山 和歌山市園部1276)

申込

令和7年9月1日～9月30日

※**申込書①**に記載のうえFAXにてお申込ください。



毎年好評いただいています
「意見交換会」のみへの参加も可能です。
(別紙ご参照ください)



独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構 和歌山支部 高齡・障害者業務課

〒640-8483 和歌山市園部1276番地

TEL 073-462-6900 FAX 073-462-6810

担当者 森川・栗生・池田

●受講対象者

障害者を雇用している和歌山県内の事業所において雇用され、障害者職業生活相談員に選任を予定されている方、及びこれに準ずる方

注)国や地方公共団体等の公務部門を対象とした「公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習」は各都道府県労働局で実施しています。当機構が実施する講習には、公務部門に勤務する職員の方は受講いただけませんのでご注意ください。

●受講定員(予定)

40名(受講希望者多数の場合は、受講可否決定に係る優先順位を勘案し調整させていただくため、参加のご要望に沿えない場合があります。 ※受講決定は先着順ではございません。)

●受講通知

受講可否決定につきましては、受講日の概ね1か月前にお知らせさせていただきます。

●受講に関するお願い

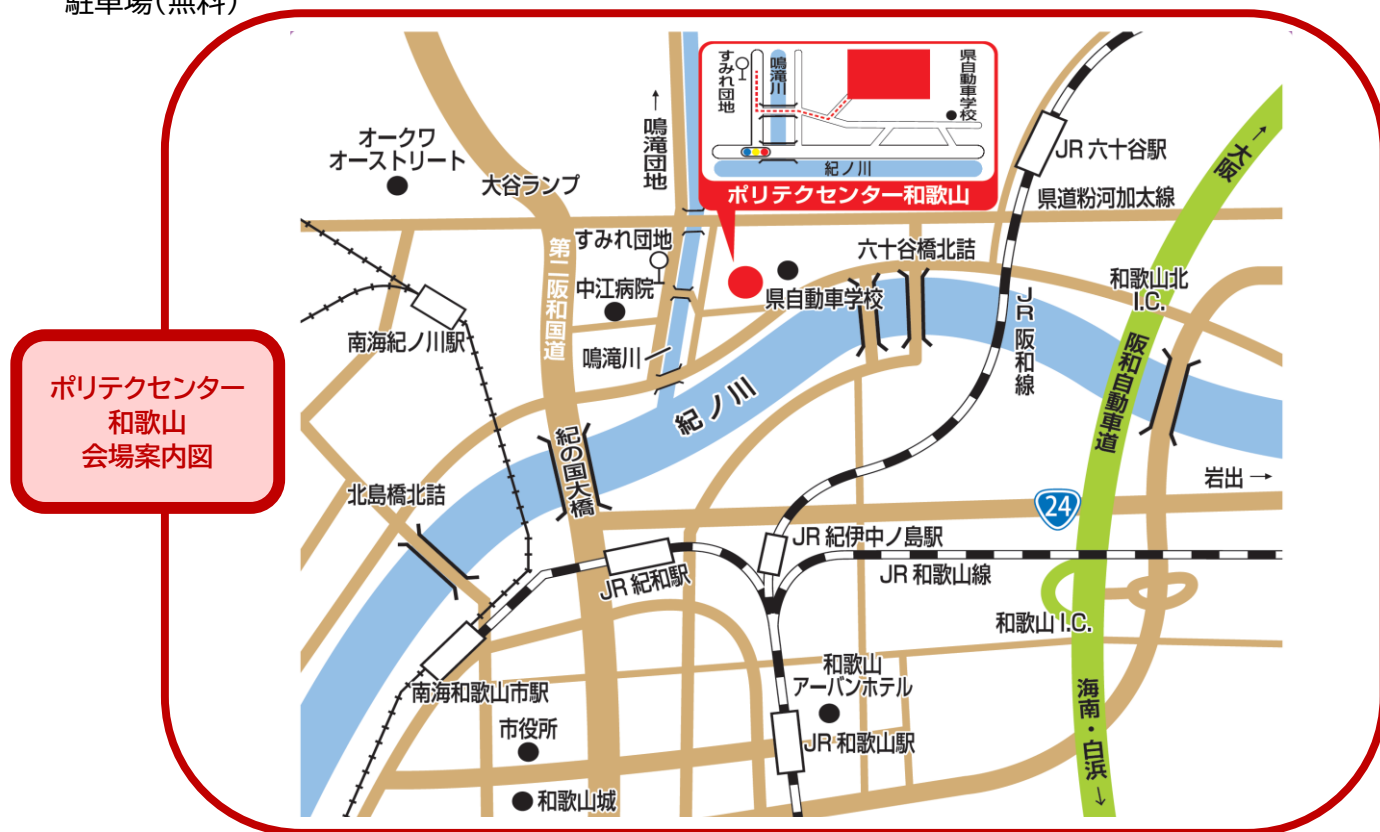
講習修了の要件は2日間で行う10時間のカリキュラムを全て受講することです。体調不良等、やむを得ない事情によりカリキュラムの一部を受講できなかった方は、修了の要件として再受講またはレポート提出が必要となる場合があります。

また、受講の際に配慮が必要のある方は必ず申込書に記載ください。記載のない場合、受講当日のお申し出には、対応できない場合がありますのでご了承ください。

講義内容の録音録画はお断りさせていただいております。また、受講時のPCの利用もご遠慮いただいております。筆記等が難しくPCの利用が必要な方は事前に支部へお申し出ください。

●開催会場(ポリテクセンター和歌山 下図をご参照ください)

駐車場(無料)



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構 和歌山支部